

# 人事行政の運営等の状況

お問い合わせは職員課 483-1151 (代表) へ

「八千代市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」などに基づき、市職員の任免や、給与の状況、勤務条件などの概要を公表します。この内容は、市のホームページ、市役所法務課情報公開班で閲覧できます。

## 1. 市職員の給与などの状況

### (1) 給与

#### ① 人件費 (27年度普通会計決算・人口は28年3月31日現在)

住民基本台帳	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	26年度の人件費率
19万5,371人	562億3,724万円	15億3,074万円	108億6,220万円	19.3%	18.1%

※普通会計は本市の場合、一般会計と墓地事業特別会計を合わせたもの。実質収支は、歳入から歳出と翌年度に繰り越すべき財源を除いた額。人件費に含まれる経費は議員や非常勤職員等の報酬、特別職や一般職の給料、職員手当など。

#### ② 職員給与費 (27年度普通会計決算・職員数は27年4月1日現在)

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤労手当	計 (B)	
1,186	45億915万円	14億5,521万円	18億220万円	77億6,656万円	655万円

※職員手当とは扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、地域手当、管理職手当、時間外勤務手当などで、退職手当は含みません。

#### ③ 人件費削減措置 28年4月1日現在

	削減措置	実施期間	内容
一般職	管理職手当の減額	28年4月から29年3月まで	10%の減額
	期末勤労手当の加算措置の減額	28年4月から当分の間	8級 15% → 10% 6・7級 10% → 9%
	一般職の給料の減額	28年4月から29年3月まで	4・5級は1.5%、6級は2%、7級は4%、8級は5%を減額
特別職	期末手当の加算措置の減額	14年4月から当分の間	市長、副市長、教育長、事業管理者 15% → 10%
	特別職の給料の減額	27年4月から29年5月25日まで	給料月額において市長は27.5%、副市長は15%、教育長及び事業管理者は7.5%を減額

#### ④ 職員の平均給料月額及び平均年齢 28年4月1日現在

区分	一般行政職*		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
八千代市	29万8,031円	38.3歳	36万1,009円	50.6歳
千葉県	32万 939円	41.9歳	32万2,693円	52.9歳
国	33万1,816円	43.6歳	28万7,447円	50.4歳

※税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、清掃職員、学校給食員、その他技能労務職、小・中学校教育職、その他教育職以外の職員。

#### ⑤ 職員の初任給 28年4月1日現在

区分	八千代市		千葉県		国	
	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
一般行政職	18万3,300円	14万9,000円	18万3,300円	14万9,000円	18万1,200円	14万4,600円
					(総合職) 17万6,700円	(一般職) 17万6,700円

#### ⑥ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 28年4月1日現在

区分	一般行政職		技能労務職	
	大学卒	高校卒	高校卒	中学卒
経験年数10年	25万6,480円	22万3,000円	該当なし	該当なし
経験年数15年	32万6,405円	該当なし	該当なし	該当なし
経験年数25年	37万3,412円	該当なし	該当なし	該当なし

※28年4月1日に区分の経験年数に達した職員がいない場合「該当なし」と記載。

### ⑦ 一般行政職の級別職員数

28年4月1日現在

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的な職務内容	主 主 主 主 主 副 課 部 合	主 主 主 主 主 主 主 主 主	主 主 主 主 主 主 主 主 主	主 主 主 主 主 主 主 主 主	主 主 主 主 主 主 主 主 主	主 主 主 主 主 主 主 主 主	主 主 主 主 主 主 主 主 主	主 主 主 主 主 主 主 主 主	主 主 主 主 主 主 主 主 主
職員数(人)	75	175	84	51	69	82	58	24	618
構成比	12.1%	28.3%	13.6%	8.2%	11.2%	13.3%	9.4%	3.9%	100%
1年前	15.1%	26.3%	10.0%	9.0%	13.6%	12.9%	9.3%	3.8%	100%
5年前	20.9%	12.5%	11.0%	11.0%	18.1%	11.5%	10.5%	4.5%	100%

※給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名。

### ⑧ 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日(4月1日)前1年間の勤務成績により昇給の区分を上位の昇給区分、標準区分、下位の昇給区分の3段階設け、昇給に反映させています。28年4月1日の昇給では、市長部局職員857人中、上位の昇給区分に決定された者は64人(7.5%)、標準区分に決定された者は745人(86.9%)、下位の昇給区分に決定された者は48人(5.6%)でした。

### ⑨ 職員手当

いずれも28年4月1日現在

	八千代市	国の制度との違いなど
扶養手当	①配偶者：1万3,000円 ②配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円 16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算	①同じ ②同じ
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の10% 対象者1,369人 1人当たり平均支給年額 35万9,743円(27年度決算)	俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当、扶養手当の合計額の10%
住居手当	①借家の場合(家賃1万2,000円を超える場合に限り) 家賃の額に応じて2万7,000円を限度に支給 ②持家の場合 26年度から廃止	①同じ ②同じ
通勤手当	①電車・バスを利用する場合 6か月定期券等の価額による支給を基本として 全額支給 ②乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて3,980円～3万9,430円を支給	①6か月定期券等の価額による一括支給を基本とし、1か月当たり5万5,000円を限度に全額支給 ②使用距離等に応じて、2,000円～3万1,600円を支給

時間外勤務手当	27年度	支給実績(27年度決算)	5億3,016万円
		職員1人当たり平均支給年額	43万円
26年度		支給実績(26年度決算)	5億8,306万円
		職員1人当たり平均支給年額	47万円

※職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含みます。

特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	34.7%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	4万859円
	手当の種類(手当数) 28年4月1日現在	24種

	八千代市	国
期末・勤労手当	(27年度支給割合) 期末手当 2.6 (1.45) 月分 勤労手当 1.6 (0.8) 月分 ( )内は再任用職員に係る支給割合	(27年度支給割合) 期末手当 2.6 (1.45) 月分 勤労手当 1.6 (0.8) 月分 ( )内は再任用職員に係る支給割合
臨時に支給	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% 13年4月から当分の間、(1)③のとおり減額中	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

退職手当	区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額
	自己都合	20.445月分	29.145月分	41.325月分	49.59月分
勤奨・定年	25.55625月分	34.5825月分	49.59月分	49.59月分	

※退職手当は、千葉県市町村総合事務組合の退職手当条例で支給率が規定されています。本市で27年度に退職した職員に支給された1人当たりの平均支給額は1,933万円です。定年前早期退職特例措置は2～20%加算で国と同じ。職員手当にはこの他、管理職手当、夜間勤務手当、災害派遣手当などがあります。

### 小規模多機能型居宅介護事業所 整備事業者 募集

八千代台地域、阿蘇地域で29年度末までに小規模多機能型居宅介護事業所を開業する事業者を募集しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。(長寿支援課)

### 冬休みを安全に過ごすために

長期休業中は、子どもたちが事件・事故に巻き込まれやすい時期です。子どもたちが安全に過ごせるように、地域の皆さんの温かい見守りをお願いします。また、家庭でも次の約束を確認しましょう。

- 「いかにおすし」を合言葉に！「いかに」のらない「おすし」を出す・すぐに逃げる・しらせる」を合言葉に、危険から身を守る力を育てましょう。
- 安全に安心してインターネットを利用するために、トラブルを防ぐため、ルールの確認やフィルタリングの設定をしましょう。保護者の理解と見守りが、子どもたちを守ります。
- 愛のひと声を、子どもの小さな変化を見逃さず、気になったときは「どうしたの？」と優しく声を掛けましょう。
- ダメなものダメ！ 未成年の飲酒や喫煙は、非行の第一歩です。「ダメなものダメ！」の一言が、子どもを非行から救います。
- 夜間の外出は控えましょう。16歳未満の人が午後6時以降に保護者の同伴なしでゲームセンターに立ち入ることは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び千葉県施行条例で禁止されています。また、千葉県青少年健全育成条例で、青少年は午後11時～午前4時の間、外出できません。
- 青少年相談のご利用を。青少年の非行や生活の乱れなどの悩みについて、相談をお受けします。助言・指導のほか、必要に応じて関係機関との連携を図ります。▼相談方法 ①電話相談 ②来所相談(要予約) ※受け付け時間は、いずれも月曜～金曜(祝日を除く)午前9時～午後4時 ▼連絡先 青少年センター/八千代市大和田1-38-2 教育委員会庁舎内(483)2842

### 劇団「コントdeげき隊」出前講演

「コントで楽しく消費者被害防止」

劇団「コントdeげき隊」が消費者被害とその防止について、コントやクイズでわかりやすくお伝えします。先着100人。

▼日時 29年1月25日(水)午後3時～4時 ▼場所 福祉センター ▼申し込み 電話か直接消費生活センター(483)1151窓口へ